

令和4年5月26日

河合町長 清原和人様

河合町まちづくり基本条例検討審議会

会長 中川幾郎

(仮称) 河合町まちづくり基本条例に係る中間答申について

令和3年6月21日付け、河政第8号で諮問のあった下記の件について、これまでの審議の結果により、別紙のとおり中間答申を行います。

記

・(仮称) 河合町まちづくり基本条例案に関するこ

「(仮称) 河合町まちづくり基本条例」
に係る答申 (中間答申)

令和4年5月

河合町まちづくり基本条例検討審議会

1 はじめに

(仮称) 河合町まちづくり基本条例は、まちづくりの主体としての町民、町議会、行政（町長等）が、互いの役割を認識しながら連携し、共通の目的のために協働して、住民自治を基盤とした河合町のまちづくりを進めていく基本的ルールを定めるものです。

令和3年6月に町長から諮問を受け、公募を含む15人の委員で構成された河合町まちづくり基本条例検討審議会により令和3年6月以降、議論を重ねてきました。

全体での審議を基本に、学習会やワークショップ方式も取り入れ、町の現状把握やまちづくり活動の事例学習を踏まえるとともに、河合町の今後のまちづくりの方向、仕組み等について検討し、基本理念や基本原則をはじめとした条例素案と逐条解説書を作成しました。

今後、町民への周知と広く意見を募り反映させることを目的としたパブリックコメントやタウンミーティング、住民説明会などを行い、いただいた意見を精査反映し、条例案としたいと考えています。

2 検討の経緯

（1）背景と目的

地方分権一括法の施行により、国及び地方公共団体が分担すべき役割が明確化され、地方公共団体は、地域の特性に基づいた政策を主体的に進めていくこととなりました。

これを受け、国からの機関委任事務が平成13年に廃止され、地方公共団体の事務は、法定受託事務と自治事務とに整理され、自治の可能性が広がりました。

その一方、住民に対する説明責任が、これまで以上に問われ、住民の意向や地域の実態を正しく把握するために「参加・参画」が重要になっています。

また、全国的に人口減少と少子化・高齢化、産業構造の変化などによって、地方公共団体の運営は年々厳しくなり、地域間格差も広がっています。地域課題や住民のニーズに対して、行政だけで対応することは難しく、多様な主体との「協働」が不可欠です。

そこで、町民、町議会、行政が連携してまちづくりを担い進めていく基本的ルールとして、(仮称) 河合町まちづくり基本条例の条例案を作成することとして諮問を受けました。

（2）委員の構成

(順不同、敬称略、令和4年4月1日現在)

区分	団体名等	氏名(敬称略)
学識経験者		中川 幾郎
		清水 裕子

議会	常盤 繁範	
	大西 孝幸	
公共的団体の 代表者等	総代自治会長会	山本 孝典
	老人クラブ連合会	岡本 幹男
	民生児童委員	前田 昌宏
	文化協会	岡 宏
	体育協会	尾上 光子
	PTA 連合会	佐伯 誠紀
一般公募	山川 裕子	
	西野 あすか	
	大久保 太郎	
	安田 彩子	
	高桑 次郎	
	定数 15 人	

※令和4年4月より老人クラブ連合会からの推薦委員が交代されています。

(3) 審議会の開催状況

令和3年6月から令和4年5月まで、8回の審議会を開催し、学習、検討を行いました。

(令和3年度)

審議会の回数	日程	内容
1	令和3年 6月 21日(月)	・委嘱、諮詢等、学習会
2	10月 2日(土)	・今後の進め方について ・学習会＆ワークショップ ①参加・参画と協働、②地域の活動やコミュニティの活性化
	10月 23日(土)	<u>第1回町民ワークショップ</u>
3	11月 29日(月)	・分科会の構成及び進め方 ①基本分科会、②参画・協働分科会 ・分科会ごとに各項目についての審議
4	12月 13日(月) 13:30～	・条文修正案確認 ・分科会ごとに各項目についての審議
5	令和4年 1月 24日(月)	・条文修正案確認 ・分科会ごとに各項目についての審議
	2月 23日(水 祝日)	<u>第2回町民ワークショップ</u> ※コロナ感染症拡大のため延期

6	3月19日(土) 10:00～	・条文修正案確認 ・団体自治・行政運営の項目（事務局案）の審議 ・前文の審議
---	--------------------	--

(令和4年度)

7	令和4年 4月25日(月) 10:00～	・前文の審議 ・条文案確認 ・逐条解説書案の審議
8	5月26日(木) 14:00～	・全体調整→条文案の確定（前文含む） ・逐条解説書の確定 ・提言書（中間答申）提出

3 (仮称) 河合町まちづくり基本条例の概要

詳細は、別添「(仮称) 河合町まちづくり基本条例 条例案」及び「(仮称) まちづくり基本条例 逐条解説書案」をご覧ください。

(仮称) 河合町まちづくり基本条例は、

- ・4つの基本理念と6つの基本原則を掲げています。
- ・全12章40条で構成されています。
- ・まちづくりの主体（町民、町議会、行政）に活用されることを目指しています。
- ・それぞれの主体が、連携・協働することを原則としてまちづくりを進めることが大切であるとしています。

4 今後の対応について

(1) パブリックコメントの実施

町民への周知と広く意見を募り反映させることを目的として、令和4年7月から8月にパブリックコメントを実施します。

(2) タウンミーティング/住民説明会の実施

同じく、町民への周知と広く意見を募り反映させることを目的として、令和4年7月から9月にタウンミーティングか住民説明会を実施します。

町内2か所（校区ごと）を予定していますが、詳細は今後検討します。

(3) 答申

令和4年11月に答申を行う予定です。

今後の予定

審議会の回数	日程	内容
	7月～8月	パブリックコメント
	7月～9月	タウンミーティング／住民説明会

9	9月	・パブリックコメント、タウンミーティング／住民説明会における意見への対応検討
10	11月	【答申】提言書（最終）提出
	12月	12月定例議会 条例案上程
11	1月～2月	・基本条例の周知・広報と活用の検討
	令和5年 4月	条例施行